

797  
12.2.18

又は回答しました通り解雇若し復職せしむる  
こと、解雇手當規則を變更すること及休業中の  
賃金を支拂ふことは熟れも絶対に出来ませぬ  
尚如何なる事情あるも前賃金ふいと致しませ  
ぬ

拒に關し説明を求めらるゝときは去二十一日  
通知の條件により會見を申込まれた  
追て本件に關し會社責任者の私宅を訪問せ  
らるゝことあるも一切面會を断りますから  
豫め申添へます

七月二十三日 株式會社 新潟鐵工所